

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◆ 車の下取りと消費税

**Q** : 当社では、300万円の新車を購入する際、それまで使用していた乗用車を30万円で下取りに出し、差引金額の270万円を支払いました。

この場合、新車に係る消費税の課税仕入れとなる金額は、270万円よろしいでしょうか。

**A** : 新車の課税仕入れの金額は300万円となります。

### 【解説】

消費税は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供に課税されますので、商品の販売や運送、広告など、対価を得て行う取引のほとんどは課税の対象となります。

消費税の納付税額は、課税期間中の課税資産の譲渡等に係る課税標準である金額の合計額に対する消費税額から、その課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額を控除して計算します。

ところで、一連の取引において、課税資産の譲渡等の対価の額と課税仕入れに係る支払対価の額とがある場合には、各々別個にその合計額を求める必要があり、課税仕入れに係る対価の額から課税資産の譲渡等の対価の額を直接控除して課税仕入れの額を計算することはできません。

ご質問の場合も、下取価額を控除する前の300万円が課税仕入れとなり、下取価額である30万円は課税資産の譲渡等の対価となります。



KIMIYO・I